

令和5年(2023年)8月7日

大阪社会保障推進協議会

会長 安達 克郎 様

要望書に対する回答について (送付)

2023年度自治体キャラバン行動要望書について、回答をお送りいたします。

なお、懇談会については、下記日程で設定しています。都合上、2部構成としておりますことをご了承ください。

豊中市・大阪社会保障推進協議会懇談会

開催日：令和5年8月21日午後2時～午後4時

場 所：豊中市役所第一庁舎2階大会議室

第一部【午後2時～午後3時15分】

職員問題、子ども・シングルマザー・貧困対策関係、医療・公衆衛生、国民健康保険、特定健診・がん検診・歯科健診等

第二部【午後3時15分～午後4時】

介護保険・高齢者施策、障害福祉「65歳問題」と重度障害者医療、生活保護

【問い合わせ】

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 岡

電話：06-6858-2029 (直通)

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp

豊 都 広 第 8 0 1 号
令和5年(2023年)8月7日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

豊中市長 長内 繁樹
(公印省略)

「2023年度自治体キャラバン行動」要望書について(回答)

令和5年(2023年)6月20日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。
その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

(回答)

職員の人員配置については、業務に支障のないよう、適正な執行体制を構築しています。

人事課(電話:06-6858-2019)

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答)

豊中市における女性の管理監督職への登用は、年々増加傾向となっています。女性活躍推進法に基づき策定した「豊中市特定事業主行動計画」に基づき、引き続き性別にかかわらず資質・能力に応じた管理監督職への登用を推進していきます。

人事課(電話:06-6858-2019)

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難

しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

(回答)

豊中市では、外国人市民が行政手続き等で来庁し、言葉に不安がある場合には、外国人向け市政案内・相談窓口の相談員が対応しています。

主な支援内容は、外国人市民と一緒に手続きを行う窓口へ同行し、通訳支援を行うほか、豊中市で生活するために必要な情報を掲載した多言語版の「生活ガイドブック」を提供するなど、外国人市民が豊中市で安心して生活できるよう、個別にオリエンテーションを実施しています。

人権政策課（電話：06-6858-2504）

2. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

- ① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

(回答)

本市では、次期子どもの貧困対策計画（令和7年度～）の策定に向けて、課題の把握及びより効果的な施策の検討を行うことを目的に、子どもの生活実態、学習環境、居場所の利用状況等や、保護者の生活実態、就労状況、支援ニーズ等について把握する「子どもの生活に関する実態調査」を大阪府と共同で実施します。調査結果から、本市の特徴や課題を分析し、課題を解決するための施策や具体的な取組みについて検討するなど、今後の子育て・子育て支援施策の充実にむけて取組みます。

令和3年度に公立小中学校を対象に、ヤングケアラーと思われる子どもの把握状況や対応などに関する調査を実施するとともに、昨年4月にはヤングケアラー専用の相談窓口を開設しました。

また、こども・教育・福祉など関係分野が情報や課題を共有し連携してヤングケアラー支援を推進するため豊中市こども施策推進本部会議ヤングケアラー支援検討部会を設けており、介護・家事・育児など必要な支援の充実にむけて取り組んでまいります。

こども政策課（電話：06-6858-2259）

こども支援課（電話：06-6852-5422）

こども安心課（電話：06-6852-8448）

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答)

本市では、こども医療費助成制度の対象年齢を18歳までとしています。限られた財源の中

で幅広く支援をしていくため、そして不要な受診を防ぐ意味でも一部自己負担をしていただく必要があると考えており、無償化は考えていません。なお、こども医療費助成制度では、入院時食事療養費の全額を助成しています。

子育て給付課（電話：06-6858-2221）

入院時の食事療養費は、在宅で医療を受けている方との公平性の観点から、一部自己負担をお願いしているものです。なお、非課税世帯などの要件を満たす場合においては、加入の医療保険で減額の制度があります。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

妊産婦の健康管理については、妊婦健康診査受診券及び産婦健康診査受診券の交付を行い、健康診査に係る費用助成を行っているところです。

おやこ保健課（電話：06-6858-2287）

- ③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

(回答)

食糧支援については、地域イベントや食品スーパーでの店頭回収など官民連携によるフードドライブを実施し、豊中市社会福祉協議会を通じて、子ども食堂やそれを必要とする方へ繋ぐ活動を展開しています。今後も引き続き、事業の推進に向け取り組んでいきます。

減量計画課（電話：06-6858-2279）

本市では、令和2年度より子どもの居場所ネットワーク事業を実施し、子ども食堂や無料・低額の学習支援等の地域の多様な子どもの居場所や担い手の支援として、活動の立ち上げや運営支援、活動場所や食材等寄付の調整等を行っております。

また、子どもの居場所の定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対し、子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付を行っており、多様な子どもの居場所の充実に向けて引き続き取り組んでまいります。

こども支援課（電話：06-6852-5422）

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答)

給食提供の在り方については、現状のセンター方式と自校調理方式の併用を基本と考えています。今後、小・中学校の再編において、義務教育学校などの整備を行う際には、施設一体型は自校調理方式を基本と考えています。施設分離型については、1年生から6年生は給食センターから、7年生から9年生はデリバリー方式を基本としますが、施設の配置や学校規模等の個別事情に合わせて検討してまいります。

学校給食にかかる経費は、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を学校給食費として負担しておりますが、学校給食費の無償化については、国会での議論、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

令和5年度より第二子以降の子に係る保育料を市独自で無償化しています。財源も限られていることから副食費の無償化については考えていませんが、引き続き、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

子育て給付課（電話：06-6858-2252）

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答)

児童扶養手当の申請時、及び現況届提出時において、DVに関連した離婚等の場合はもちろん、これ以外の認定事由の場合であっても、人権への配慮及び個人情報の取り扱いに留意した対応を行っています。

認定申請等の面接時だけでなく現況届提出時などの時機をとらえ、生活保護やその他の制度の紹介や情報提供を行っています。

外国語については、他課と連携し事前予約で通訳を同席することができる対応を行っています。

子育て給付課（電話：06-6858-2329）

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

(回答)

歯科健診において「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況および口腔崩壊状態の実態調査の実施について、口腔崩壊等に関わらず「要受診」と診断された児童・生徒へは、受診勧告を行っています。その後受診に至らない場合、学校と学校歯科医が連携し確実な受診につながるよう取り組んでいます。

また、付き添い受診の制度化については、治療方針における可否決定等の判断を求められる可能性が考えられることから、事情により受診が困難な児童・生徒については訪問歯科診療を活用し受診につながるよう案内したいと考えています。

学務保健課（電話：06-6858-2570）

- ⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答)

給食後の歯磨きおよびフッ化物洗口の実施について、各学校の判断により歯磨き時間を設けている学校やフッ化物配合歯磨剤を使用した歯磨きを実施している学校もあります。また、保健だより等で歯の健康を守るための周知啓発を図る取り組みを行っています。

学務保健課（電話：06-6858-2570）

- ⑧ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

(回答)

本市におきましては、歯科診療を外郭団体の（一財）豊中市医療保健センターが自主事業として、本部診療所（上野坂）と南部診療所（島江町）の2か所で実施し、豊中市のホームページでご案内しているところです。

保健安全課（電話：06-6152-7307）

- ⑨ 公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(回答)

市営住宅の管理戸数は2,419戸、建替え等を理由に政策的に空き家としている住戸数は令和5年5月31日時点で124戸です。これらの空き住戸を目的外使用により安価で支援団体に提供することについて、現在、福祉関係部局とともに検討しているところです。

住宅課（電話：06-6858-2397）

3. 医療・公衆衛生

① 新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

・移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

(回答)

保健所の人員体制につきましては、業務に支障がないよう適正な執行体制を構築し、必要に応じて人材確保を行っています。

人事課（電話：06-6858-2019）

入院調整に関しては市内医療機関に専用の電話番号を伝えており、保健所においては常時対応可能な体制を整えております。

5類移行に伴い外出自粛を要請しなくなったことから、配食サービス等の自宅療養支援事業は、5月7日をもって終了しました。他の5類感染症との公平性を考慮しながら、今後の感染状況を注視し、法に基づき必要な対策に取り組んでまいります。

健康危機対策課（電話：06-6152-7310）

② 老人医療費助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

(回答)

老人医療費助成は過去に府からの補助金を活用して実施していましたが、福祉医療制度の再構築に伴い、平成30年4月に統合・廃止となりました。府や各市町村の厳しい財政状況のもと、制度の持続可能性を確保したうえで、より医療を必要とする方へ支援が届くように制度を再構築した背景があり、府の財政支援がない中で独自の助成制度を設けることは難しいものと考えています。

③ 健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化が審議されている（5月16日現在）。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

(回答)

所得が低い世帯の方については、国の軽減制度が適用されています。また、世帯員の失業などにより収入が減少した世帯を対象とした減免制度などがあります。

保険相談課（電話：06-6858-2772）

④ 地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

(回答)

地域における歯科口腔保健の推進に支障のないよう、適正な執行体制を構築しています。

人事課（電話：06-6858-2019）

4. 国民健康保険

- ① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから2024年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。
- ② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答)

国保の広域化の目的は、財政の安定的運営や事業運営の効率化を進めることにより、将来に

わたり安定的かつ持続可能な医療保険制度とすることであり、そのための取組みを大阪府全体で進めているところです。各市町村は保険給付に必要な財源の一部として事業費納付金を府に納めますが、その財源を確保するには、府内統一保険料率で保険料を徴収する必要があります。現状、本市の保険料率は府内統一保険料率より低く、財源に不足が生じており、この不足額については大阪府からの交付金や「繰越金」を含めた市独自財源を充てています。大阪府に対しては、府内統一保険料率の抑制を最優先課題とした財政運営を引き続き要望していくとともに、市として医療費適正化の取組みを推進していきます。

子どもの均等割については、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において未就学児に対する均等割額を減額し、その減額分を公費で支援する制度が令和4年度から施行されています。

当該制度を拡大することについては、国会でも対象者や減額幅のさらなる拡充を検討することとされており、本市としても未就学児に限定することなく対象を拡大するように府を通じて国に要望しています。

傷病手当金については、任意給付であり、実施にあたっては新規財源の確保が必要であることから、保険料率の引上げにもつながります。また府内の保険料率などが完全統一される令和6年度以降においては、市単独での実施を議論すべきではないと考えます。

保険料及び一部負担金の減免の実施にあたっては市ホームページや広報とよなか等を活用して周知するとともに、6月の保険料決定通知書送付時に保険料減免・一部負担金減免について記載されたパンフレットを同封しました。

保険料減免の申込みにあたってはホームページから一部の申込書をダウンロードできるようにするとともに、できるだけ来庁せず郵送や電子申込で手続きが行えるようコンテンツの充実に努めます。

一部負担金減免については制度の説明や個別の聞取りが必要なことから、対面や電話での相談を受けた上で申請を受け付けています。

なお、療養費の支給申請や出産育児一時金の支給申請などの保険給付の手続にあたっては、ホームページから申込書をダウンロードできるようにするとともに、令和5年度からは電子申込システムを活用したオンライン申請可能な手続きを拡充しており、できるだけ来庁せず郵送や電子申込を利用していただけるようにしています。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

保険相談課（電話：06-6858-2772）

- ③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

(回答)

マイナンバー保険証が正式実装した場合、国民健康保険加入者の内、マイナンバーカードと保

険証の紐づけを行っていない方に対して資格確認書を発行する必要があります。プッシュ型で同書を発行する場合、どのように対象者を把握するか検討が必要であると共に、同書を発行するための事務が新たに発生することが考えられます。

保険相談課（電話：06-6858-2772）

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答)

国民健康保険料のパンフレット等において外国語の対応は行っていませんが、窓口来庁時において通訳を介した丁寧でわかりやすい説明を心掛けています。

保険相談課（電話：06-6858-2772）

5. 特定健診・がん検診・歯科検診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

(回答)

毎年、特定健診・がん検診の対象者には、3月末に郵送で受診券・受診票を送付し、特定健診・がん検診の受診勧奨を行っており、年度途中には、未受診者に対して、ハガキで未受診勧奨を行っています。引き続き、同様の方法で受診勧奨を行います。令和3年度からすべての健診・検診を個別化・無料化にしました。外国語対応については、豊中市生活ガイドブックや市のホームページで案内しています。

コロナ健康支援課（電話：06-6858-2291）

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法（2011年施行）では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

(回答)

歯科健診の対象者には、3月末に郵送で受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、年度途中には、30歳40歳の未受診者に対して、ハガキで未受診勧奨を行っています。引き続き、同様の方法で受診勧奨を行います。令和3年度から歯科健診は無料化を行い、令和4年度から妊産婦歯科健診も無料で実施しています。また、30歳以上の在宅患者に対する訪問歯科健診も行っています。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

(回答)

保険料については、本人の所得のみにより賦課徴収する方式に改めること及び、保険料基準額が高額な設定とならないよう、公費負担割合の見直しなど財源構成を含めた抜本的な制度改正が行われるよう国に要望しています。

また、第9期の介護保険料については、前期計画期間中までの第1号保険料剰余分を活用しながら、次期以降の介護保険料率の設定時に取り崩し、保険料の引き上げ抑制にも使うことを想定しております。次期介護保険料率の算定の際に、適切に活用しながら保険料を設定してまいります。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答)

市民税非課税世帯かつ本人が非課税の方については、国の軽減制度が適用されています。また年間収入が低いなど一定の要件を満たす方については、申請いただくことにより保険料が減額されます。

介護保険は、被保険者全員で助け合う制度であり、全体の費用の一部を保険料として負担いただくものとなっています。したがって、収入が低い方についても一定のご負担をお願いするものとなっています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

保険相談課（電話：06-6858-2772）

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

市民税が非課税で収入が一定基準以下の要件に該当する方を対象に、社会福祉法人や民間の運営する施設入所・ショートステイ・訪問介護・デイサービスなどを利用された際に生じる自己

負担額の軽減制度(軽減割合 25%)を実施しているところです。

長寿安心課 (電話 : 06-6858-2235)

④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたっては、本人の意向を踏まえ、専門職によるアセスメントから必要なサービスの調整を行っているものです。また、要介護等の認定については、心身の状態や介護状況の変化があれば申請できる旨ご案内しています。

長寿安心課 (電話 : 06-6858-2844)

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(回答)

「訪問型サービス」の単価については、厚生労働省告示第七十二号を勘案して適正な単価設定をしています。

長寿社会政策課 (電話 : 06-6858-2837)

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答)

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容を通じた①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握などを目的として実施するものです。

とりわけ「自立支援に資するケアマネジメント」は、ケアマネジメントの統制を目的としているものではなく、高齢者が残存能力を可能な限り発揮して生きがいや役割をもって生活できるよう QOL の向上をめざしています。

長寿安心課 (電話 : 06-6858-2865)

⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

⑦

(回答)

保険者機能強化推進交付金については、国の評価指標に従い、本市における事業について、適切に評価を行っています。今後も引き続き自立支援、重度化防止等に資する施策及び介護給付適正化に向けた取り組みの推進を図っていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

- ⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

(回答)

熱中症対策の必要性については、毎年、市ホームページや SNS 等を通じて広く市民に周知するとともに、地域包括支援センターや介護予防センター、社会福祉協議会など関係機関へ利用者への注意喚起を依頼するなど、対策の強化に取り組んでいます。

長寿安心課（電話：06-6858-2237）

- ⑧ 電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

(回答)

電気補助制度実施の予定はございませんが、物価やエネルギー価格の高騰により生活への負担が特に大きい住民税非課税世帯に対し、経済支援策として緊急支援給付金の給付に取り組んでいます。（1世帯：3万円）

長寿安心課（電話：06-6858-2237）

- ⑨ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

介護保険施設等の整備については、介護保険事業計画策定時において入所の必要性が高い要介護認定者数の調査を行い、各計画期間中に必要なサービス量を見込んだうえで、介護保険事業運営委員会に諮り、計画的に施設整備を進めています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

- ⑩ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者

の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答)

介護人材確保に向けて抜本的な処遇改善を図るため、利用者負担、介護給付費の増加による介護保険事業財政への影響がないよう、介護報酬に上乘せする対応ではなく、交付金等による財政措置を講じるよう国に要望しています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(回答)

近隣市の動向を踏まえ、必要な情報収集に努めます。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

- ⑫ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

(回答)

国は2024年度からの運用を目指しており、豊中市としても国の方針に従い運用開始に向けた準備を進めていきます。その過程で生じる疑問や問題点については、ワーキンググループなどを通じて大阪府や国へ質問・要望を上げていきます。

保険相談課（電話：06-6858-2772）

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。
- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。
- ③ 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

- ④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(回答)

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付との調整）並びに平成19年3月28日付厚生労働省通知、平成27年2月18日付厚生労働省通知及び令和5年6月30日付厚生労働省通知を踏まえた対応を行っています。障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。ただし、上記通知等を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、65歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスをすべて利用できない場合は生活の質を低下させない観点から上乗せする形で障害福祉サービスを利用できる取り扱いを行っています。

また、介護保険サービス利用者で介護保険では必要な支援を受けることができない場合には、不足する部分を障害福祉サービスで支給する取り扱いを行っています。

65歳に到達される方については、事前に到達後の福祉サービスの利用についての説明を行い、ご本人の意向を確認させていただいたうえで、相談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとってサービス利用を進めていただいています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

- ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答)

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係につきましては、本市作成の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」にて詳細に記載しており、当該ガイドラインについては本市ホームページに掲載し、周知を図っています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用す

る場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答)

国庫負担基準については、支給決定にかかる柔軟な運用に配慮し、訪問系サービスにかかる国庫負担基準を撤廃するよう国に求めており、介護保険対象者が障害福祉サービスを利用した場合についても、実績に応じ適正な財政措置が講じられるよう、引き続き国に求めていきます。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答)

質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう、関係機関等との連携によるサービスの質の向上に向けた取組みを進めていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

- ⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障害福祉サービスに係る自立支援給付及び本市においては移動支援等の地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢に関わらず利用者負担はかかりません。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

- ⑩ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答)

障害者医療制度は、大阪府の補助金を活用して実施しております。将来にわたり助成制度を維持するために、大阪府により平成30年度に対象者要件と一部負担金の上限額の見直しが行われました。

この障害者医療費助成制度に関しましては、国の制度として創設されるよう国へ要望しており

ます。また府に対しては、障害の程度が中程度の方も対象とすることなど制度の拡充について要望しております。

保険給付課（電話：06-6858-2313）

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

(回答)

本市の生活保護申請数、決定数についてはコロナ禍が始まった令和2年度より横ばいとなっておりますが、これは臨時特別給付金等新型コロナウイルス関連の社会保障施策が有効に機能したことによるものと考えられます。

扶養照会については令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡の改正により「扶養義務履行が期待できない者の判断基準」が示されており、これに基づいて行っていますが、本市では従前より初回面談時及び家庭訪問・開始説明時等に申請者に対し丁寧な聞き取りを行い、申請者からの了承を得た上で調査を実施しています。

また、本市では生活保護申請の相談の窓口において、明確な申請の意思を確認できた場合は、すみやかに申請書を交付しています。

2022年度の扶養照会については、新規に生活保護の受給を開始した世帯に対して1,387件、継続して生活保護受給中の世帯に対しては247件の扶養照会を実施しています。また、令和5年3月時点で、親族等による扶養は79件認定されています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ② 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ <hogoshinseisodan.pdf> (city.neyagawa.osaka.jp)

(回答)

現在のところ、こうしたポスターの作成・掲載は予定していません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置

し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や 2020-2022 年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答)

本市では、「福祉専門職」を中心として福祉事務所職員を配置しています。今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めていきます。一方、多様なニーズに応えるため、保健師や精神保健福祉士等の専門の資格を持つ職員を配置し、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めていきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

(回答)

本市では、ケースワーカーの担当は地区別に割り当てを行っており、シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーが担当する、といった対応は行っていません。しかし、家庭訪問は原則事前約束の上行うこととし、またそれぞれの事情に応じた配慮が必要な世帯については、個別に対応を行っています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

(回答)

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利

用者の医療を受ける権利を保障すること。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できる取り扱いとしています。

医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。市民健診については担当部局との連携に加え、福祉事務所においてより効果的な方法を分析・検討し、多くの人に健診を受けていただけるような取り組みを進めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害がおよぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官 OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意していきます。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

(回答)

生活保護基準は厚生労働大臣が定めた実施要領に基づき、運用しています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

住宅扶助については、世帯の状況等をよく見極め、特別基準額の設定を行っています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬

局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答)

ジェネリック医薬品については、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わらず、先発医薬品と代替可能な医薬品と考えられています。今後も医療費の増大が見込まれる中、必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療制度にしていくため、ジェネリック医薬品の使用の促進が必要であると考えています。

なお、本市では、医療費の一部負担の導入と調剤薬局を限定する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答)

生活保護世帯の人でも希望すれば大学に進学できるよう支援方策を考える必要があり、大学に進学せず、就職している人たちとのバランスも考えながら総合的に検討していきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

(回答)

小学校の体育館の冷暖房設置については、多額な費用が必要となることから、体育館の改築にあわせて実施する予定にしております。熱中症予防の観点から令和3年度より全ての小学校にスポットクーラーのレンタル契約を締結し、毎年6月～10月に導入しております。

小学校のトイレの洋式化への取り組みについては、現在、トイレ洋式化100%の実施をめざし、努力しているところです。整備率は54.5%となっております。

学校施設管理課（電話：06-6858-3216）

- ② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答)

住宅管理者や管理組合からの依頼に応じて、防災士などの資格を持った、とよなか防災アドバイザーの派遣や市職員が伺い、マンションにおける防災をテーマに防災出前講座を実施し、防災意識の向上を図っています。

危機管理課（電話：06-6858-2683）

(この文書に関するお問い合わせ)

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 岡

電話：06-6858-2029（直通）

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp

2023年度自治体キャラバン行動 豊中市懇談会出席者

日時：令和5年8月21日（月） 1部：午後2時から、2部：午後3時15分から

場所：第二庁舎2F 大会議室

1部：職員問題、子ども・シングルマザー・貧困対策関係、医療・公衆衛生、国民健康保険、特定健診・がん検診・歯科健診等

2部：介護保険・高齢者施策、障害福祉「65歳問題」と重度障害者医療、生活保護

課	補職	名前	1部/2部
人事課	人材戦略長兼人事課長	吉村 光博	1部
人権政策課	次長兼課長	堀山 雅秀	1部
子育て給付課	課長	坂本 篤史	1部
おやこ保健課	課長	山内 秀昭	1部
こども支援課	課長	後藤 良輔	1部
減量計画課	課長	立谷 ひとみ	1部
保健安全課	次長兼保健安全課長	寺田 光一	1部
健康危機対策課	主幹	松谷 晃子	1部
住宅課	課長	岩下 歌	1部
学務保健課	課長	中積 崇	1部
学校給食課	課長	勝井 隆文	1部
保険給付課	保険長兼保険給付課長	鈴木 勝之	1部・2部
保険相談課	課長	千葉 幸恵	1部・2部
保険相談課	課長補佐	太原 敏	1部・2部
福祉事務所	所長	荒木田 敬亮	2部
福祉事務所	主幹（分室担当）	沖園 雄二	2部
福祉事務所	主幹（自立支援担当）	鳥山 真良	2部
障害福祉課	課長	酒井 幸洋	2部
長寿安心課	次長	坂口 真由美	2部
長寿社会政策課	課長	山岸 明子	2部